

上田市特定建設工事共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する公共工事の円滑な履行の確保及び中小企業者の技術の向上と受注機会の増大を図るため、建設工事を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）により施工する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(共同企業体の性格)

第2条 この要領に基づく共同企業体は、国土交通省方式による甲型共同企業体（昭和37年11月27日付建設省事務次官通達）とする。

(対象工事)

第3条 共同企業体により施工する工事（以下「対象工事」という。）は、その予定価格がおおむね1億5千万円以上のもので、工期、内容及び技術的特性を総合的に勘案し、指定するものとする。ただし、その予定価格が1億5千万円未満のものであっても、上田市建設工事等業者選定委員会の議を経て決定したものについては対象工事とする。

(構成員の資格)

第4条 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 上田市建設工事入札参加資格者として登録されていること。
- (2) 監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

(構成員数)

第5条 共同企業体の構成員は、2者又は3者とし、発注工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第6条 共同企業体の構成員の組合せは、最上位の等級に格付されている者（以下「最上位等級業者」という。）に限るものとする。ただし、十分な施工能力を有し、適正な共同施工が確保できると市長が認めるときは、第2順位の等級に格付されている者（以下「第2位等級業者」という。）を含むことができる。

- 2 最上位等級業者を入札参加資格者とする建設工事において、第2位等級業者同士による共同企業体の構成員の組合せが、最上位等級業者と同等以上の施工能力を有し、適正な共同施工が確保できると市長が判断した場合は、これを認めるものとする。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(運営形態)

第8条 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式でなければならないものとする。

(出資比率)

第9条 共同企業体の構成員の出資比率は、最小で10分の3以上とする。ただし、市長が必要と認める場合は、別に定める出資比率とする。

(代表者)

第10条 共同企業体の代表者は、異なる等級の者の間では上位の等級の者、同一の等級の者の間では最大の施工能力を有する者（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の対象工事に係る工種の総合評定値が最大の者。なお、この場合の経営事項審査の総合評定値は入札参加資格審査申請の際に提出したものとする。）とし、その出資比率は他の構成員より大きくななければならない。

(入札参加資格確認申請)

第11条 共同企業体に発注するときはあらかじめその旨を通知し、指定した期日までに次の各号に掲げる申請書類を提出させるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）
- (3) 配置予定技術者一覧表（様式第3号）
- (4) 委任状（様式第4号）

(入札参加資格確認結果通知)

第12条 市長は、前条の申請があったときは速やかに確認を行い、確認結果を書面等により代表者へ通知するものとする。

2 共同企業体の入札参加資格が認められなかった者は、市長に対し、当該非認定の理由について説明を求めることができる。この場合においては、指定の期日までに書面を提出することにより行うものとする。

3 市長は、前項の規定により非認定の理由について説明を求められたときは、速やかに書面により回答するものとする。

(契約方法)

第13条 対象工事の契約の相手方の決定は、前条第1項の規定により、入札参加資格の認定を受けた共同企業体を対象として、一般競争入札又は、指名競争入札の方法により行うものとする。

(有効期間及び連帯責任)

第14条 共同企業体の有効期間は、市が契約を締結した共同企業体（以下「契約共同企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了する。

2 契約共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後6か月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事について、契約不適合責任がある場合には、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

(補則)

第15条 共同企業体に対する行為は、すべて当該企業体の代表者を相手として行うものとする。

2 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は平成21年4月16日から施行する。

附 則

この要領は平成23年10月21日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年3月1日から施行する。